

進学・進級時における少年の非行・犯罪被害防止と有害環境浄化

平成28年中は、「万引き」、「オートバイ盗」、「自転車盗」などの初発型非行といわれる犯罪により検挙・補導された少年が80人で、前年に比べて48人(37.5%)減少しましたが、非行全体の約5割を占めており、依然として非行の主流となっています。

これらの犯罪は、非行の入口とも呼ばれており、発見されずにエスカレートすると大きな犯罪につながると言われています。

また、インターネット上の有害情報に携帯電話やスマートフォンからアクセスし、事件に巻き込まれるなど犯罪被害に遭う例も後を絶ちません。

特に、春休みから新学期にかけての時期は、生活環境の変化により、少年の気持ちが不安定になるなどの理由から非行に走ったり、犯罪被害に遭うことが心配されます。

将来を担う少年の健全育成には、家庭や学校、地域の皆さまの協力が必要です。生活や行動に注意し、言葉遣いや態度の変化を見逃さないなど、社会全体で少年を非行や犯罪被害から守りましょう。

*** 未成年者飲酒防止強調月間 ***

例年4月は、全国において「未成年者飲酒防止強調月間」となっています。

少年の飲酒は、心身の成長に悪影響を及ぼすものです。この機会を捉え、少年の飲酒を防止するための意識を高めましょう。

○ 酒類・たばこの販売店や飲食店等の皆さんへ

未成年者飲酒禁止法及び未成年者喫煙禁止法により、酒類を販売又は提供する方やたばこ又は器具を販売する方は、それぞれ未成年者の飲酒・喫煙を防止するために年齢確認をしなければならないと規定されています。

法律の規定を守るとともに、地域の少年の健全な育成のために、確実に年齢確認を行いましょう。



